

事務局参事

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

山本局長は7日月曜日、ご家族にコロナの陽性反応者が出たため濃厚接触者となり、本総会を欠席いたします。本日は、藤原が代理を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日、欠席の届出が、4番、本間隆喜委員、18番、佐藤吉男委員から出ております。20番、渡邊敏雄委員は遅れて出席していただけるものと思っております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第31回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局参事

はじめに、会長からご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

事務局参事

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、前回10月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第31回総会までの業務報告書をご覧ください。

10月7日に令和4年度第2回役員会を役員7名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催し、秋田県農業会議会長表彰祝賀会と新春懇談会並びに市議会議員との意見交換会についてご協議いただいております。

その後、同会場にて第30回農業委員会総会を委員20名、推進委員4名の出席をいただき開催しております。

10月20日から21日にかけて第24回全国担い手サミットinふくいが福井県で開催され、会長が出席しております。

11月1日、令和4年度秋田県農業委員会大会運営委員会が大曲交流センターで行われ、会長が出席しております。

同日、大曲市民会館において令和4年度秋田県農業委員大会が開催され、委員21名、推進委員21名が出席しております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開会します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、22番、足達信廣委員、23番、信田浩則委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。



譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、59歳です。  
申請理由といたしまして、譲渡人の○○○○さんと譲受人の○○○○さんは親戚関係です。  
譲渡人の○○○○さんは、高齢のため農地を手放したいと考えていました。申請農地の管理を長年にわたってお願いしてきた○○○○さんに贈与したい旨を相談したところ、○○さんがこれに応じたものです。

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました5件のほかに有償所有権移転2件、使用貸借権設定の更新4件がございます。

7ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2号各号には該当しない旨記載したもので、結果、許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長	説明が終わりました これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局参事	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年11月9日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議長	事務局の説明を求めます。
参与	

8ページ、1番をご覧ください。  
位置図及び平面図は、資料の1、2ページになります。  
農地の所在は、四ツ屋○○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○平方メートル、外、田1筆、合計面積○○○○平方メートルです。  
売買による所有権移転です。  
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんと○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。  
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。  
申請理由につきましては、譲受人は塗装業を営んでいますが、事業拡大により手狭になったことから、会社に近い申請地に従業員駐車場と資材置場の設置を計画したものです。  
売買価格は総額○○○円、1平方メートル当たりで割り返しますと、約○○○円になります。  
許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に区分されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規

則第33条第4号により、この駐車場兼資材置場は日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続いて、8ページから13ページの2番をご覧ください。

位置図及び平面図は、資料の3、4ページになります。

農地の所在は、角間川町○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートル、外、畑14筆、計15筆、合計面積○○○○○平方メートルです。

一時転用のための賃貸借権の設定です。

貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外14名。

借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。

申請理由につきましても、借受会社は、秋田県仙北地域振興局から大戸川地区かんがい排水工事として農業用排水の水路及びパイプラインの工事を請け負いましたが、工事に当たり車両や資材を置くスペースが必要であることから工事箇所に隣接し、休耕状態となっている申請地に車両置場と資材置場の設置を計画したものです。

設定期間は6か月間で、賃借料は面積に関係なく1人○○○○○円です。

許可基準における立地基準につきましても、申請地は農用地区域内にある農地であり、原則許可できませんが、農地法施行規則第11条第1項第1号により一時的な転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続いて、13ページ、3番です。

位置図及び配置図は資料の5、6ページです。

農地の所在は、下深井○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外、田1筆、合計面積○○○平方メートルです。

使用貸借権の設定です。

貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。

借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外1名です。外1名は借受人の妻になります。また、貸付人と借受人は親子の関係になります。

申請理由につきましても、借受人は現在、妻子とアパートに住んでいますが、子の成長により手狭になったことから、実家に隣接する申請地に住宅の新築を計画したものです。

設定期間は30年です。

許可基準における立地基準につきましても、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この一般住宅は日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年1月開催の総会において農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

14ページ、4番をご覧ください。

位置図、配置図は、配付してあります資料7、8ページになります。

転用する農地は神宮寺○○○○○○○○○、地目が畑、○○○平方メートル。

使用貸借の案件です。

貸付人は○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。

借受人は、○○○○○○○○○さんです。

貸付人と借受人の関係は親子であります。

申請理由につきましては、現在、借受人は、実家で家族と同居しておりますが、手狭なことから、実家の隣にある父が所有する同地を借り受け、住宅の建築を計画したものになります。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地化が進んでいる神岡支所周辺の東側に位置することから、農地法施行規則第45条第2号に規定する第2種土地と考えられます。

また、第1種農地の許可基準である、同じく第33条第4号により、この一般住宅は日常生活上必要な施設で集落に接続することから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。

なお、一般基準につきましては、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、5番を説明いたします。

位置図、配置図につきましては、資料9、10ページになります。

農地の所在は、大仙市太田町太田○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル1筆です。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、外1名です。外1名については、譲受人の父親になります。

転用理由につきましては、譲受人は、実家で家族と同居しておりますが、手狭なことから住宅の建築を計画したものになります。また、併せて父が営む会社の経営拡大により、資材置場の設置を計画したものになります。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地化が進んでいる大仙市役所太田支所の南側にあり、支所からおおむね300メートル以内にあるため、第3種農地に分類され、農地法運用通知第2号の規定により許可することができます。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年7月開催の総会において農地振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

- |      |   |
|------|---|
| 議 長  | 事務局の説明が終わりました<br>これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。<br>案件1番についてお願いします。   |
| 佐藤委員 | 12番、佐藤です。<br>先月の21日、現地確認を事務局としてまいりました。<br>図面にあるとおり、宅地と原野に囲まれた農地でありましたので、何ら問題ないというふうに思いましたので、よろしくお願いします。   |
| 議 長  | ありがとうございます。<br>案件2番と3番についてお願いします。   |
| 高橋委員 | 13番、高橋です。<br>10月27日に事務局と現地を確認してきました。<br>2番についてですが、工事に伴う一時転用ですので、事務局の説明のとおり、問題ないものと確認してきました。<br>3番ですが、住宅に隣接する農地でありまして、周辺の家に影響を与えるおそれはないと確認してきましたので、よろしくお願いします。 |
| 議 長  | ありがとうございます。<br>案件4番についてお願いします。  |





〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても圃場等の条件や契約者双方の意向もあり妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- |       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 説明が終わりました<br>これより質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)   |
| 議 長   | ないようですので、これより採決いたします。<br>本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)  |
| 議 長   | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  |
| 議 長   | 次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について、報告願います。  |
| 事務局参事 | 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について<br>下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。<br>令和4年11月9日提出<br>大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長   | 事務局より報告願います。  |
| 参 与   |   |

33ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市清水字里22番地1、農事組合法人清水東部、代表理事、細谷清志。

2番、大仙市協和中淀川字上宿9番地、合同会社隆徳ファーム、代表社員、高橋知栄美。

以上、2法人から報告がありました。

詳細につきましては、34ページから42ページをご覧ください。

結果、申請法人は農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 以上、報告といたします。<br>これで本日の日程は全て終了しました。<br>そのほかについて、事務局のほうから何かございませんか。   |
| 参 与 | それでは、私のほうから1つご連絡がございます。<br>先日、市議会議員との意見交換会時に使用する質問用紙を送付しましたが、提出期限が11月21日月曜日となっておりますので、事務局または分室へ忘れずにご提出くださいますようお願いいたします。<br>なお、提出は任意でございますが、せっかくの機会ですので、できるだけご提出くださいますようお願いいたします。<br>以上です。 |



事務局参事 申し訳ございません。皆様からお預かりした活動記録ですが、まだコピー終わって職員が届いておらず、皆様にお返しすることができませんので、後日、分室を通してお返しいたしますので、何とかご了承ください。よろしく願いいたします。

議 長 委員の皆さんから何かありませんか。  
足達委員。

足達委員 22番の足達です。  
今回の案件の中で、取下げというのがありましたけれども、経営を見ると20町歩もやられて、更新ですけれども、お願いしたいということだと思いますけれども、これは引き続き家族で受入れというんですか、経営をやるということでしょうか。

議 長 事務局。

参 与 仙北分室です。  
死亡の届けが出された際に、息子さんとは少しお話しする時間があったようで、そのときには、息子さん、まだ考えがまとまっていないんですけれどもということで、まず自分のうちの分はそのまま経営もするという、貸付けでされていた農地については、これから家族で相談してどうするかを決めたいということで、そのときにはそういうふうには話をされています。  
まだ、その後の連絡はないので、もう少し時間いただいてからと思っています。

足達委員 大分面積も大きいので、農業委員会のほうで引き続きフォローしていただければと思います。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
ほかにありませんか。

田村委員 新春懇談会のときに市議会議員はどなたが来るんですか。そういうの分かるのであれば、教えていただければ。

事務局参事 産業建設の常任委員です。

田村委員 誰なのか。市長も来るんですか。市長ともやっているんですか。

事務局参事 これからやり取りをするので。

田村委員 どなたが来るのかちょっと教えて。分かるのであれば。

事務局参事 産業建設常任委員の皆さんで、高橋委員長と仙北の本間委員と協和の山谷委員、橋本委員と、それから神岡の青柳委員、中仙の佐藤育男委員。

田村委員 全員来るの。

事務局参事 その方たち、産業建設常任委員の皆さんはお呼びします。出席、欠席はまだ来ていませんけれども。議会とはそういう話になっています。

田村委員 やり取りをどのくらいの時間というふうにするのかというのを教えてほしい。ただ書いてくれでは、書かなきゃいけないのはわかるけれども。わかるのであれば。

事務局参事 | こちらのほうで考えているのは、一般質問と同じ形式を考えております。

田村委員 | 質問したことないから分からない。

事務局参事 | 皆さんから、まず今の聞きたいこととか意見とかを取りまとめまして、役員会で中身を精査させていただいて、それを産業建設委員会のほうに1回出して、こういう質問が来ておりますので、答えてくださいというやり方を考えております。  
その場で答えていただいたほかに質問があれば、質問していただいて答えていただくというやり方を考えておりました。

田村委員 | わかりました。

議 長 | 今の事務局のほうから、これ出してくださいというこの内容について、議会のほうに質問して勉強してもらって、時間があれば、ざっくばらんにあまり堅苦しく考えないでやりたいなと思っておりますけれども。

田村委員 | だいたいの流れとか教えてもらえば分かります。議会と同じようにするというのはちょっと堅苦しい。こっちが質問状出さないと受け付けられないみたいな、そんなんじゃないかと、ただふだんのやりとりしてもらえないですか。  
できるならば、役員の方から意見をいっぱい言ってもらいたいな。農業委員会としてどう思っているかというのを言ってもらえればなと思います。

議 長 | ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長 | ないようですので、以上をもちまして、第31回大仙市農業委員会総会を閉会します。  
本日はご苦労さまでした。

(午前10時43分 閉会)